

別表1（第3条関係）「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

	項目	適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出している。	
(3)	適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(4)	廃棄物保管場所での分別管理体制ができています。	
(5)	廃棄物保管場所に廃棄物の区分が的確に記載されている。	
(6)	執務室内において、発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられており、区分どおりに分別されている。	
(7)	事業所から発生する品目について、再資源化を実施している。	
(8)	廃棄物の分類ごとに適切な業者と契約をしておき、実際に収集されていることが確認できる。	
(9)	廃棄物を管理する責任者が全ての品目について、収集運搬している業者及びその処理方法を具体的に把握している。	
以下、該当する事業者・事業所のみ		
(10)	条例に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。 （付表参照）	
(11)	2R取組等事業者報告書兼計画書を期限内に提出している。 （条例第17条第1項関連）	
(12)	事業用大規模建築物減量計画書を期限内に提出している。 （条例第21条第1項関連）	
(13)	廃棄物管理責任者を選任し、届出を提出している。 （条例第22条第1項関連）	
(14)	特定食品関連事業者減量計画書を期限内に提出している。 （条例第26条第2項関連）	